

提供書面分冊

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)

株式会社 新 生 銀 行
(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	448,554	預 金	4,940,730
コールローン及び買入手形	43,100	譲 渡 性 預 金	480,199
債券貸借取引支払保証金	11,050	債 券	703,298
買入金銭債権	366,505	コールマネー及び売渡手形	692,792
特定取引資産	303,389	債券貸借取引受入担保金	8,333
金銭の信託	502,332	コマーシャル・ペーパー	171,300
有価証券	1,854,682	特定取引負債	99,255
貸出金	5,146,306	借 用 金	1,122,688
外国為替	15,047	外 国 為 替	118
その他資産	870,375	社 債	400,485
有形固定資産	382,460	そ の 他 負 債	498,358
建 物	39,216	賞 与 引 当 金	13,134
土 地	41,756	役 員 賞 与 引 当 金	359
建設仮勘定	139	退 職 給 付 引 当 金	3,521
有形リース資産	294,473	利 息 返 還 損 失 引 当 金	10,353
その他の有形固定資産	6,874	特 別 法 上 の 引 当 金	3
無形固定資産	244,155	繰 延 税 金 負 債	5,075
ソフトウェア	24,221	支 払 承 諾	754,420
の れ ん	158,066	負 債 の 部 合 計	9,904,430
無形資産	19,826		
無形リース資産	41,912	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	127	資 本 金	451,296
債券繰延資産	103	資 本 剰 余 金	18,558
繰延税金資産	42,474	利 益 剰 余 金	245,499
支払承諾見返	754,420	自 己 株 式	△72,560
貸倒引当金	△147,275	株 主 資 本 合 計	642,794
資産の部合計	10,837,683	その他有価証券評価差額金	5,091
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7,744
		為 替 換 算 調 整 勘 定	2,952
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	299
		新 株 予 約 権	517
		少 数 株 主 持 分	289,642
		純 資 産 の 部 合 計	933,253
		負債及び純資産の部合計	10,837,683

連結損益計算書 (平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで)

株式会社 新 生 銀 行

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	172,818	560,016
貸付金	126,815	
有価証券	32,309	
預金	210	
債権	480	
その他	4,284	
役員	8,717	
その他	70,858	
経常費用	18,128	
経常利益	271,274	
経常利益	26,935	536,843
経常利益	77,322	
預金	33,164	
預金	1,176	
預金	3,006	
預金	5,652	
預金	245	
預金	906	
預金	11,312	
預金	10,409	
預金	11,448	
役員	24,409	
その他	319	
その他	183,117	
その他	171,034	
その他	12,507	
その他	8,293	
その他	150,233	
その他	80,641	
その他	48,427	
その他	32,213	
経常利益		23,172
経常利益		15,278
特別利益	2,532	
特別利益	294	
特別利益	12,451	
特別損失		104,159
特別損失	1,093	
特別損失	55,085	
特別損失	40,061	
特別損失	544	
特別損失	1	
特別損失	7,373	
特別損失		65,708
特別損失	3,249	
特別損失	△24,615	△21,366
特別損失		16,643
特別損失		60,984

連結株主資本等変動計算書（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）

株主会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
前連結会計年度末残高	451,296	18,558	379,502	△12	849,345
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当（注）	－	－	△3,947	－	△3,947
剰余金の配当	－	－	△3,496	－	△3,496
当期純損失	－	－	△60,984	－	△60,984
自己株式の取得	－	－	－	△136,672	△136,672
自己株式の処分	－	－	△15	160	145
自己株式の消却	－	－	△63,963	63,963	－
持分法適用除外による増加高	－	－	65	－	65
持分法適用除外による減少高	－	－	△1,661	－	△1,661
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	－	－	△134,002	△72,548	△206,550
当連結会計年度末残高	451,296	18,558	245,499	△72,560	642,794

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
前連結会計年度末残高	2,208	－	3,781	5,990	－	261,845	1,117,180
当連結会計年度変動額							
剰余金の配当（注）	－	－	－	－	－	－	△3,947
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△3,496
当期純損失	－	－	－	－	－	－	△60,984
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△136,672
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	145
自己株式の消却	－	－	－	－	－	－	－
持分法適用除外による増加高	－	－	－	－	－	－	65
持分法適用除外による減少高	－	－	－	－	－	－	△1,661
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	22,623
当連結会計年度変動額合計	2,882	△7,744	△829	△5,690	517	27,797	△183,927
当連結会計年度末残高	5,091	△7,744	2,952	299	517	289,642	933,253

(注) 平成18年3月期の利益処分項目であります。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 95社

主要な会社名

株式会社アプラス

昭和リース株式会社

新生信託銀行株式会社

新生証券株式会社

なお、Shinsei Corporate Advisory Services Private Limited他16社は設立により、Uchisai Partners, L.P.は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から連結しております。

また、Hub Asset Funding Limited他4社は、清算により、連結の範囲から除外しております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等 90社

主要な会社名

華和国際租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第95条第1項第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 27社
主要な会社名

シンキ株式会社

Hillcot Holdings Limited

日盛金融控股股份有限公司

なお、日盛金融控股股份有限公司は株式取得により、新生マッコリーアドバイザリー株式会社他4社は設立により、ラフィア投資事業有限責任組合他9社は平成18年9月8日に企業会計基準委員会より公表された実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の適用に伴い、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、BlueBay Asset Management Limitedは株式売却により、エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社は、影響力の低下により、持分法適用の範囲から除外しております。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 90社
主要な会社名

華和国际租賃有限公司

子会社エス・エル・パシフィック株式会社他68社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に匿名組合員に帰属し、当該子会社及びその親会社には帰属しないものであり、かつ、当該子会社との間に重要な取引がないため、会社計算規則第101条第1項第2号により、持分法の対象から除いております。

その他の持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日

34社

3月末日

61社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等のうち6社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、主として20年間で均等償却しております。但し、重要性の乏しいものについては、発生年度に一括償却しております。

(連結貸借対照表の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結の子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3. と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
7. 有形固定資産（有形リース資産を除く）の減価償却は、建物及び当行の動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については主として定額法、その他の動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～50年
動産	2年～15年

8. 無形固定資産のうち「無形資産」は、株式会社アプラス、昭和リース株式会社及びそれらの連結される子会社に対する支配権獲得時における全面時価評価法の適用により計上されたものであり、償却方法及び償却期間は次のとおりであります。

(1) 株式会社アプラス

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	10年
商権価値（加盟店関係）	級数法	20年

(2) 昭和リース株式会社

	償却方法	償却期間
商標価値	定額法	10年
商権価値（顧客関係）	級数法	20年
契約価値（保守契約関係）	定額法	契約残存年数による
契約価値（サブリース契約関係）	定額法	契約残存年数による

上記以外の無形固定資産（無形リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年または8年）に基づいて償却しております。

9. 連結される子会社の保有する有形リース資産及び無形リース資産の減価償却については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっております。

10. 当行の繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) その他資産のうち社債発行費は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

- (3) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

連結される子会社の社債発行費は、償還期限までの期間に対応して償却しております。

また、連結される子会社及び子法人等の創立費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

11. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結の子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
12. 当行及び国内信託銀行子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

当行では破綻懸念先及び下記30.の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

国内信託銀行子会社以外の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、当行及び一部の連結される子会社では破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は39,758百万円であります。

また、当行の貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当連結会計年度より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来の方式と比較して、貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額が23,205百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

13. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
14. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
15. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分し た額を主としてそれぞれの発生年度から損益処理

なお、当行の会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

16. 連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

なお、従来、利息返還に伴う損失に対する引当金（前連結会計年度末残高1,050百万円）については「貸倒引当金」に含めて計上しておりましたが、日本公認会計士協会より「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第37号平成18年10月13日）が公表されたことを踏まえ、当連結会計年度において、より適切な見積方法に基づき「利息返還損失引当金」として計上しております。

なお、期首時点における見積方法変更差額909百万円については特別損失に計上しております。

17. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。

「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各連結会計年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。

一部の連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは金利スワップの特例処理によっております。

19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

20. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
21. 当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
22. 当行及び一部の国内の連結される子会社は、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

23. 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金であり、以下のとおり計上しております。
証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、連結される国内証券子会社は、証券取引法第51条の規定に基づき、証券会社に関する内閣府令第35条の定めるところにより算出した額を計上しております。
24. 関係会社の株式及び出資総額
(連結される子会社及び子法人等の株式及び出資を除く) 63,593百万円
25. 有形固定資産の減価償却累計額 231,096百万円
26. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,985百万円
27. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
28. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,748百万円、延滞債権額は21,849万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額は279百万円、延滞債権額は3,192百万円であります。
29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4,792百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,733百万円であります。
30. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,422百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、貸出条件緩和債権額は10,271百万円であります。
31. 貸出金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,813百万円であります。
「その他資産」に含まれる割賦売掛金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は15,476百万円であります。
なお、28. から31. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
32. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は83,124百万円あります。
原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、93,818百万円あります。

33. 当行の貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
34. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。
35. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	70百万円
有価証券	240,740百万円
貸出金	2,576百万円

担保資産に対応する債務

預金	568百万円
債券貸借取引受入担保金	8,333百万円
借入金	20,218百万円
支払承諾	902百万円

なお、上記借入金の担保として、未経過リース債権30,862百万円を差し入れております。

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,344百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13,432百万円、保証金は15,320百万円であります。

36. その他資産には、割賦売掛金440,864百万円が含まれています。
37. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金108,000百万円が含まれております。
38. 社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債357,166百万円が含まれております。
39. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。
40. 1株当たりの純資産額 308円60銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

41. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産が含まれております。以下45. まで同様であります。

売買目的有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売 買 目 的 有 価 証 券	315,829	4,299

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国 債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社 債	42,474	42,440	△33	8	42
合 計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株 式	21,395	22,402	1,006	2,372	1,366
債 券	577,671	574,301	△3,370	413	3,783
国 債	389,570	385,883	△3,686	23	3,709
地 方 債	53,262	53,251	△11	8	19
社 債	134,838	135,166	327	381	53
そ の 他	409,045	419,611	10,566	11,372	806
合 計	1,008,112	1,016,315	8,202	14,159	5,956

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

上記の評価差額 (益) 8,202百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額 (益) 161百万円を加えた額 (益) 8,364百万円から、繰延税金負債3,406百万円を差し引いた額 (益) 4,957百万円のうち、少数株主持分相当額55百万円を控除した額に、持分法適用会社のその他有価証券評価差額金のうち親会社持分相当額 (益) 188百万円を加えた額 (益) 5,091百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

その他有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、517百万円の減損処理を行っています。

42. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
そ の 他 有 価 証 券	207,162	9,056	2,470

43. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非連結の子会社、子法人等及び関連法人等株式	54,461
そ の 他 有 価 証 券	260,311
非 上 場 株 式	7,969
非 上 場 地 方 債	4
非 上 場 社 債	156,939
非 上 場 外 国 証 券	72,553
そ の 他	22,845

44. 当連結会計年度において、従来関連法人等株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式(9,524百万円)及びエム・ユー・フロンティア債権回収株式会社の株式(200百万円)の保有目的を、それぞれ株式売却及び影響力の低下に伴い、その他有価証券に変更しております。

45. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	510,341	554,039	26,892	46,970
国 債	319,016	384,422	—	46,970
地 方 債	51,554	507	1,193	—
社 債	139,770	169,110	25,699	—
そ の 他	4,342	128,751	164,895	161,583
合 計	514,684	682,791	191,787	208,554

46. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の信託	339,097	△5,629

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	163,235	163,235	—	—	—

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

47. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
売買目的の買入金銭債権	281,034	△7,717

48. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは60,379百万円であります。

49. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,456,538百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが4,118,334百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

50. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△68,303百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	69,467
未積立退職給付債務	1,164
会計基準変更時差異の未処理額	4,852
未認識数理計算上の差異	2,418
未認識過去勤務債務	△4,295
連結貸借対照表計上額の純額	4,140
前払年金費用	7,661
退職給付引当金	△3,521

51. ストック・オプションに関する事項は次のとおりであります。

(1) ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費の株式報酬費用 517百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

① ストック・オプションの内容

当連結会計年度において存在したストック・オプション

	第1回新株予約権		第2回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役11名 従業員2,185名		従業員3名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 5,343,000株	普通株式 4,112,000株	普通株式 82,000株	普通株式 79,000株
付与日	平成16年7月1日		平成16年10月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年7月1日から 平成18年7月1日まで	平成16年7月1日から 平成19年7月1日まで	平成16年10月1日から 平成18年7月1日まで	平成16年10月1日から 平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで

	第3回新株予約権		第4回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員1名		執行役1名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 13,000株	普通株式 12,000株	普通株式 125,000株	普通株式 125,000株
付与日	平成16年12月10日		平成17年6月1日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成16年12月10日から 平成18年7月1日まで	平成16年12月10日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成18年7月1日まで	平成17年6月1日から 平成19年7月1日まで
権利行使期間	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成18年7月1日から 平成26年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成26年6月23日まで

	第5回新株予約権		第6回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役15名 執行役10名 従業員437名		執行役5名 従業員35名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,609,000株	普通株式 2,313,000株	普通株式 1,439,000株	普通株式 1,417,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成19年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第7回新株予約権		第8回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役8名 従業員127名		執行役1名 従業員34名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 678,000株	普通株式 609,000株	普通株式 287,000株	普通株式 274,000株
付与日	平成17年6月27日		平成17年6月27日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成20年7月1日まで	平成17年6月27日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第9回新株予約権		第10回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員2名		従業員2名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 79,000株	普通株式 78,000株	普通株式 27,000株	普通株式 26,000株
付与日	平成17年9月28日		平成17年9月28日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成17年9月28日から 平成19年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成20年7月1日まで	平成17年9月28日から 平成22年7月1日まで
権利行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年7月1日から 平成27年6月23日まで	平成22年7月1日から 平成27年6月23日まで

	第11回新株予約権		第12回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	従業員 2 名		従業員 2 名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 26,000株	普通株式 24,000株	普通株式 9,000株	普通株式 8,000株
付 与 日	平成18年 3 月 1 日		平成18年 3 月 1 日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 3 月 1 日から 平成19年 7 月 1 日まで	平成18年 3 月 1 日から 平成20年 7 月 1 日まで	平成18年 3 月 1 日から 平成20年 7 月 1 日まで	平成18年 3 月 1 日から 平成22年 7 月 1 日まで
権利行使期間	平成19年 7 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成20年 7 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成20年 7 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成22年 7 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで

	第13回新株予約権		第14回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	取締役15名 執行役14名 従業員559名		執行役 3 名 従業員28名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 2,854,000株	普通株式 2,488,000株	普通株式 1,522,000株	普通株式 1,505,000株
付 与 日	平成18年 5 月 25 日		平成18年 5 月 25 日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年 5 月 25 日から 平成20年 6 月 1 日まで	平成18年 5 月 25 日から 平成21年 6 月 1 日まで	平成18年 5 月 25 日から 平成20年 6 月 1 日まで	平成18年 5 月 25 日から 平成21年 6 月 1 日まで
権利行使期間	平成20年 6 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成21年 6 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成20年 6 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで	平成21年 6 月 1 日から 平成27年 6 月 23日まで

	第15回新株予約権		第16回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	執行役12名 従業員159名		従業員19名	
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1	普通株式 749,000株	普通株式 690,000株	普通株式 170,000株	普通株式 161,000株
付 与 日	平成18年5月25日		平成18年5月25日	
権利確定条件	(注) 2		(注) 2	
対象勤務期間	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成21年6月1日まで	平成18年5月25日から 平成23年6月1日まで
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

- 原則として、対象勤務期間を通じて継続して勤務することにより権利が確定します。但し、「新株予約権付与契約」に定められた一定の事由が生じた場合には、権利が確定または失効する場合があります。

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	第1回	第2回	第3回	第4回
権 利 確 定 前 (株)				
前 連 結 会 計 年 度 末	7,243,000	161,000	25,000	250,000
付 与	—	—	—	—
失 効	625,000	—	—	—
権 利 確 定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
未 確 定 残	2,880,000	79,000	12,000	125,000
権 利 確 定 後 (株)				
前 連 結 会 計 年 度 末	490,000	—	—	—
権 利 確 定	3,738,000	82,000	13,000	125,000
権 利 行 使	156,000	60,000	—	—
失 効	—	—	—	—
未 行 使 残	4,072,000	22,000	13,000	125,000

	第5回	第6回	第7回	第8回
権 利 確 定 前 (株)				
前 連 結 会 計 年 度 末	4,070,000	2,579,000	981,000	514,000
付 与	—	—	—	—
失 効	640,000	251,000	154,000	108,000
権 利 確 定	30,000	—	—	—
未 確 定 残	3,400,000	2,328,000	827,000	406,000
権 利 確 定 後 (株)				
前 連 結 会 計 年 度 末	497,000	220,000	214,000	26,000
権 利 確 定	30,000	—	—	—
権 利 行 使	—	—	—	—
失 効	—	—	—	—
未 行 使 残	527,000	220,000	214,000	26,000

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	157,000	53,000	50,000	17,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	157,000	53,000	50,000	17,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

	第13回	第14回	第15回	第16回
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	5,342,000	3,027,000	1,439,000	331,000
失効	658,000	347,000	178,000	116,000
権利確定	227,000	—	66,000	—
未確定残	4,457,000	2,680,000	1,195,000	215,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	227,000	—	66,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	227,000	—	66,000	—

(ロ) 単価情報

	第1回	第2回	第3回	第4回
権利行使価格(円)	684	646	697	551
権利行使時平均株価(円)	721	739	—	—

	第5回	第6回	第7回	第8回
権利行使価格(円)	601	601	601	601
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	第9回	第10回	第11回	第12回
権利行使価格(円)	697	697	774	774
権利行使時平均株価(円)	—	—	—	—

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	163	173	163	173

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から 平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から 平成27年6月23日まで
権利行使価格(円)	825		825	
権利行使時平均株価(円)	—		—	
付与日における公正な評価単価(円)	173	192	173	192

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション（第13回～第16回）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

	第13回		第14回	
権利行使期間	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成20年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性(注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間(注) 2	5年7ヶ月	6年1ヶ月	5年7ヶ月	6年1ヶ月
予想配当(注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利子率(注) 4	1.46%	1.53%	1.46%	1.53%

	第15回		第16回	
権利行使期間	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで	平成21年6月1日から平成27年6月23日まで	平成23年6月1日から平成27年6月23日まで
株価変動性(注) 1	26.3%	26.3%	26.3%	26.3%
予想残存期間(注) 2	6年1ヶ月	7年1ヶ月	6年1ヶ月	7年1ヶ月
予想配当(注) 3	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株	2.96円/株
無リスク利子率(注) 4	1.53%	1.65%	1.53%	1.65%

(注) 1. 2年間（平成16年6月から平成18年5月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成18年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

52. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
- なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は650,838百万円であります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失または繰延ヘッジ利益として「その他資産」または「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益または評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ① これにより、従来の「動産不動産」中の建物土地動産については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として、建設仮払金については「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として、また、有形リース資産については、「有形固定資産」中の「有形リース資産」として表示しております。
- また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は「その他資産」にそれぞれ含めて表示しております。
- ② 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェア、無形資産及び無形リース資産は、それぞれ「無形固定資産」中の「ソフトウェア」、「無形資産」及び「無形リース資産」として表示しております。なお、無形資産償却額は、従来、「その他経常費用」中の「無形資産償却額」として表示しておりましたが、下記「のれん償却額」と同様に、当連結会計年度からは「営業経費」中の「無形資産償却額」として表示しております。
- (6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。なお、連結調整勘定償却額は、従来、「その他経常費用」中の「連結調整勘定償却額」として表示しておりましたが、当連結会計年度からは「営業経費」中の「のれん償却額」として表示しております。
53. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

54. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、その他の営業経費が517百万円増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前当期純損失が同額増加しております。

(連結損益計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 1株当たり当期純損失金額 45円92銭
- 信販業務の収益の計上は、期日到来基準とし、主として次の方法によっております。

(アドオン方式契約)

総合・個品あっせん	7・8分法
信用保証(保証料契約時一括受領)	7・8分法
信用保証(保証料分割受領)	定額法

(残債方式契約)

総合・個品あっせん	残債方式
信用保証(保証料分割受領)	残債方式

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

- (1) 7・8分法とは、手数料総額を分割回数の積数で按分し、各返済期日到来の都度積数按分額を収益計上する方法であります。
 - (2) 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日の都度算出額を収益計上する方法であります。
- リース業務の収益の計上は、リース契約上収受すべきリース料総額をリース期間に相当する月数で均等割した月当たりリース料を基準として、その経過期間に対応する額を計上しております。
 - 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
 - その他業務収益には、リース収入164,136百万円を含んでおります。
 - その他経常収益には、金銭の信託運用益15,123百万円を含んでおります。
 - その他業務費用には、リース原価148,222百万円を含んでおります。
 - その他の経常費用には、金銭の信託運用損488百万円を含んでおります。
 - その他の特別利益には、関連法人等株式売却益11,651百万円を含んでおります。
 - 特別損失ののれん減損損失及び無形資産減損損失は、株式会社アプラス及びその連結される子会社に対する投資にかかるものであります。平成18年度中における「貸金業の規制等に関する法律」の改正による上限金利の引き下げ等、法規制の変化による同社グループのコンシューマーファイナンス事業への影響を鑑み、同社グループが営む事業を1つのグルーピング単位として減損処理を行っております。のれん及び無形資産を含む同社グループの当行連結上の純資産帳簿価額が回収可能価額を上回る金額のうち、無形資産について当初の事業取得時においてパーチェス法を適用したと同様の方法で算定した減損損失金額を控除し、その残額をのれんの減損損失として認識しております。回収可能価額については、割引キャッシュフロー(DCF)方式を採用し、向こう10年間のキャッシュフロー予測と長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を適用して算定した使用価値として算定しております。
 - その他の特別損失には、株式会社アプラス及び全日信販株式会社に関して計上された希望退職による特別退職金等7,347百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書の注記)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,358,537	200,033	85,000	1,473,570	(注) 1、4
第二回甲種優先株式	74,528	—	—	74,528	
第三回乙種優先株式	600,000	—	300,000	300,000	(注) 2
合 計	2,033,065	200,033	385,000	1,848,098	
自己株式					
普通株式	17	181,624	85,216	96,425	(注) 3、4
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注) 2
合 計	17	481,624	385,216	96,425	

(注) 1. 当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により普通株式200,033千株を交付したものであります。

2. 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

3. 当連結会計年度中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は上記により交付した普通株式の一部を取得したものであります。

4. 当連結会計年度中に減少した普通株式の発行済株式数及び自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

3. 新株予約権は、すべて当行のストック・オプションとしての新株予約権であります。

4. 当行の配当については、次のとおりであります。

当連結会計年度中の配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普通株式	2,010百万円	1.48円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452百万円	2.42円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1 株 当 た り の 金 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成18年 11月15日 取締役会	普 通 株 式	2,286百万円	1.66円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第三回乙種優先株式	726百万円	2.42円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1 株 当 た り の 金 額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成19年 5月9日 取締役会	普 通 株 式	1,377百万円	その他利益剰余金	1.00円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第二回甲種優先株式	484百万円	その他利益剰余金	6.50円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第三回乙種優先株式	726百万円	その他利益剰余金	2.42円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日

5. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第6号 平成17年12月27日）及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第9号 平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の連結剰余金計算書に替えて連結株主資本等変動計算書を作成しております。

（重要な後発事象）

1. 子会社株式の売却

平成19年4月10日付けで、当行連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社が、住友信託銀行株式会社との間で、その保有するライフ住宅ローン株式会社の全株式を、一定の条件が整うことを前提に同行に売却することについて、合意いたしました。

当該取引は、当行グループの住宅ローン業務をより付加価値の高いマーケットに集中し、他のビジネスとのさらなるシナジーを実現することを目的としております。株式の売却は平成19年5月中を予定しており、連結上の売却簿価は4,631百万円、売却金額は25,000百万円を目処とし、今後の資産査定等、所定の手続きを経て最終的に決定される予定です。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月3日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 順子 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 茂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である新生プロパティファイナンス株式会社は、平成19年4月10日付で連結子会社であるライフ住宅ローン株式会社の全株式の売却について合意した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

第7期（平成18年4月1日から
平成19年3月31日まで）損益計算書

株式会社 新 生 銀 行

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	232,034
資 金 運 用 収 益	129,046
貸 出 金 利 息	75,357
有 価 証 券 利 息 配 当 金	40,427
コ ー ル ロ ー ン 利 息	206
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	480
買 入 手 形 利 息	4
預 け 金 利 息	3,668
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	7,197
そ の 他 の 受 入 利 息	1,704
役 務 取 引 等 収 益	28,198
受 入 為 替 手 数 料	1,028
そ の 他 の 役 務 収 益	27,169
特 定 取 引 収 益	15,339
商 品 有 価 証 券 収 益	8
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	6,424
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	8,906
そ の 他 業 務 収 益	18,661
外 国 為 替 売 買 益	9,171
国 債 等 債 券 売 却 益	5,381
そ の 他 の 業 務 収 益	4,108
そ の 他 経 常 収 益	40,787
株 式 等 売 却 益	7,858
金 銭 の 信 託 運 用 益	31,255
そ の 他 の 経 常 収 益	1,674
経 常 費 用	184,888
資 金 調 達 費 用	77,534
預 金 利 息	33,276
譲 渡 性 預 金 利 息	1,176
債 券 利 息	3,009
コ ー ル マ ネ ー 利 息	5,639
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	245
売 渡 手 形 利 息	12
借 用 金 利 息	2,138
社 債 利 息	20,776
そ の 他 の 支 払 利 息	11,258

科 目	金 額	
役 務 取 引 等 費 用	13,164	
支 払 為 替 手 数 料	2,285	
そ の 他 の 役 務 費 用	10,879	
特 定 取 引 費 用	436	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	436	
そ の 他 の 業 務 費 用	6,561	
国 債 等 債 券 売 却 損	216	
債 券 発 行 費 用 債 却	187	
社 債 発 行 費 債 却	432	
金 融 派 生 商 品 費 用	4,908	
そ の 他 の 業 務 費 用	817	
営 業 経 費	77,865	
そ の 他 経 常 費 用	9,325	
貸 出 金 債 却	1,887	
株 式 等 売 却 損	1,520	
株 式 等 債 却	824	
金 銭 の 信 託 運 用 損	488	
そ の 他 の 経 常 費 用	4,603	
経 常 利 益		47,146
特 別 利 益		14,385
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	2,086	
債 却 債 権 取 立 益	60	
そ の 他 の 特 別 利 益	12,238	
特 別 損 失		116,546
固 定 資 産 処 分 損	884	
そ の 他 の 特 別 損 失	115,661	
税 引 前 当 期 純 損 失		55,015
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△2,779
法 人 税 等 調 整 額		△10,276
当 期 純 損 失		41,960

第7期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）株主資本等変動計算書

株式会社 新 生 銀 行

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	繰越利益剰余金	利益剰余金計 合	その他利益剰余金		
前事業年度末残高	451,296	18,558	18,558	7,777	372,749	380,526	△6	850,375	
当事業年度変動額									
剰余金の配当（注）				790	△4,737	△3,947		△3,947	
剰余金の配当				699	△4,195	△3,496		△3,496	
当期純損失					△41,960	△41,960		△41,960	
自己株式の取得							△136,673	△136,673	
自己株式の処分					△15	△15	160	145	
自己株式の消却					△63,963	△63,963	63,963	-	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）									
当事業年度変動額合計	-	-	-	1,489	△114,871	△113,382	△72,549	△185,931	
当事業年度末残高	451,296	18,558	18,558	9,266	257,878	267,144	△72,555	664,444	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
前事業年度末残高	2,670	-	2,670	-	853,046
当事業年度変動額					
剰余金の配当（注）					△3,947
剰余金の配当					△3,496
当期純損失					△41,960
自己株式の取得					△136,673
自己株式の処分					145
自己株式の消却					-
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	1,510	△10,275	△8,765	517	△8,247
当事業年度変動額合計	1,510	△10,275	△8,765	517	△194,179
当事業年度末残高	4,181	△10,275	△6,094	517	658,866

（注）平成18年3月期の利益処分項目であります。

1. 貸借対照表の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引資産及び特定取引負債に含まれる派生商品のみなし決済額の見積に当たり、流動性リスク及び信用リスクを加味した評価を行っております。

3. 有価証券の評価は、売買目的有価証券（特定取引を除く）については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

従来、その他有価証券が関連法人等株式に該当することになった場合は、時価で関連法人等株式に振替え、「株式等評価差額金（当期より、「その他有価証券評価差額金」として表示）」及び「繰延税金負債（貸借対照表では「繰延税金資産」と相殺して表示）」を計上しておりましたが、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 平成12年1月31日）が平成18年4月27日付で一部改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期において、「株式等評価差額金（当期より、「その他有価証券評価差額金」）」及び「繰延税金負債」を振戻す会計処理を実施しております。これにより、従来の方法に比べて「株式」中の関連法人等株式が4,951百万円、「その他有価証券評価差額金」が2,936百万円減少し、「繰延税金資産」が2,014百万円増加しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

6. 売買目的の買入金銭債権（特定取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

7. 有形固定資産の減価償却は、建物及び動産のうちパソコン以外の電子計算機（ATM等）については定額法、その他の動産については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	13年～50年
動産	2年～15年

8. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

9. 繰延資産は、次のとおり処理しております。

(1) その他資産のうち社債発行費は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(2) 債券繰延資産（債券発行費用）は、従来、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）が公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同実務対応報告を適用し、債券の償還期間にわたり定額法により償却しております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券繰延資産（債券発行費用）は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、旧商法施行規則の規定する最長期間（3年間）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。

(3) 従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期限までの期間に対応して償却しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成18年8月11日）が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期限までの期間に対応して償却するとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

10. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記29. の貸出条件緩和債権等を有する債務者及び従来よりキャッシュ・フロー見積法（後述）による引当を行っていた債務者で、今後の債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債務者のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者のうち与信額が一定額以上の大口債務者に係る債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,379百万円であります。

また、貸倒実績率については、従来、過去3算定期間の平均値により算出しておりましたが、急速な貸倒実績の減少により算定基礎としての合理性が低下したことから、当期より、貸倒実績の観測可能な平成10年度以降の全算定期間の平均値により算出する方式と従来方式のいずれか高い値を採用することといたしました。この結果、従来方式と比較して、貸倒引当金が23,417百万円増加し、貸倒引当金戻入益が同額減少したため、税引前当期純損失が同額増加しております。

12. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

13. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

14. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異（9,081百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

15. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
16. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、移行後の各事業年度において従来の基準に従い、ヘッジ手段の残存期間にわたり、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は21百万円（税効果額控除前）であります。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジまたは時価ヘッジによっております。

「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

18. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
19. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
20. 当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

21. 関係会社の株式及び出資総額	361,060百万円
22. 関係会社に対する金銭債権総額	404,081百万円
23. 関係会社に対する金銭債務総額	249,833百万円
24. 有形固定資産の減価償却累計額	14,858百万円
25. 有形固定資産の圧縮記帳額	2,985百万円
26. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。	

27. 貸出金のうち、破綻先債権額は654百万円、延滞債権額は10,614百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

28. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は21百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

29. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,194百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

30. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は27,485百万円であります。

なお、27. から30. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

31. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金元本の期末残高の総額は、83,124百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、93,818百万円であります。

32. 貸出債権証券化（CLO - Collateralized Loan Obligation）により、会計上売却処理をした貸出金元本の当期末残高の総額は、129,695百万円であります。なお、当行は上記に係るCLOの劣後受益権を43,862百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額173,557百万円に係る貸倒引当金を計上しております。

33. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は179百万円であります。

34. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 10百万円

有価証券 239,743百万円

担保資産に対応する債務

預金 568百万円

債券貸借取引受入担保金 8,333百万円

支払承諾 902百万円

上記のほか、為替決済、スワップ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,309百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は4,813百万円であります。

35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金109,500百万円が含まれております。

36. 社債には、劣後特約付社債532,571百万円が含まれております。

37. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は90,671百万円であります。

38. 1株当たりの純資産額 319円68銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

39. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、1,489百万円であります。

40. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券及びその他の特定取引資産が含まれております。以下43.まで同様であります。

売買目的有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	300,973	9,528

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	364,526	363,337	△1,188	159	1,347
社債	42,474	42,440	△33	8	42
合計	407,000	405,777	△1,222	168	1,390

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (△は損) (百万円)
関連法人等株式	15,150	8,527	△6,622

なお、差額の金額につき、投資損失引当金を計上しております。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (△は損) (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	14,454	14,193	△260	573	834
債券	574,537	571,171	△3,366	413	3,779
国債	386,436	382,753	△3,682	23	3,706
地方債	53,262	53,251	△11	8	19
社債	134,838	135,166	327	381	53
その他	403,292	413,822	10,529	11,329	799
合計	992,284	999,186	6,902	12,316	5,413

(注) 「その他」は主として外国債券であります。

上記の評価差額(益)6,902百万円に、時価評価されていない有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券の評価差額(益)147百万円を加えた額(益)7,050百万円から、繰延税金負債2,868百万円を差し引いた額(益)4,181百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなして、減損処理を行っております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率であっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当期において、その他有価証券で時価のあるものについて、463百万円の減損処理を行っております。

41. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
そ の 他 有 価 証 券	203,716	8,051	2,397

42. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	282,229
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	276,285
関 連 法 人 等 株 式	5,944
そ の 他 有 価 証 券	244,460
非 上 場 株 式	5,752
非 上 場 地 方 債	4
非 上 場 社 債	156,939
非 上 場 外 国 証 券	55,917
そ の 他	25,847

43. 当期において、株式売却に伴い、従来関連法人等株式として保有していたBlueBay Asset Management Limitedの株式 (9,524百万円) の保有目的をその他有価証券に変更しております。

44. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債 券	507,211	554,039	26,892	46,970
国 債	315,886	384,422	—	46,970
地 方 債	51,554	507	1,193	—
社 債	139,770	169,110	25,699	—
そ の 他	7,772	124,433	176,150	156,545
合 計	514,984	678,473	203,043	203,515

45. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (△は損) (百万円)
運用目的の金銭の信託	587,364	△8,855

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の 金銭の信託	99,981	99,981	—	—	—

なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

46. 売買目的の買入金銭債権の評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	当期の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的の買入金銭債権	36,574	121

47. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により借り入れている有価証券、現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は4,604百万円、当期末に当該処分をせずに所有しているものは60,227百万円であります。

48. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,175,391百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものまたは任意の時期に無条件で取消可能なものが2,832,139百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必要しも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

49. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	63,958百万円
有価証券価格償却超過額	59,489
貸倒引当金及び貸出金償却損金	
算入限度超過額	46,124
退職給付引当金繰入超過額	7,655
投資損失引当金繰入超過額	6,473
賞与引当金繰入超過額	4,008
その他	23,049
繰延税金資産小計	210,759
評価性引当額	△170,660
繰延税金資産合計	40,098
繰延税金負債	
その他有価証券の時価評価に係る一時差異	2,868
繰延ヘッジ利益に係る一時差異	1,670
繰延税金負債合計	4,538
繰延税金資産の純額	35,559百万円

50. 当期末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△52,360百万円
年金資産（時価）（含む退職給付信託）	54,331
未積立退職給付債務	1,970
会計基準変更時差異の未処理額	4,843
未認識数理計算上の差異	377
未認識過去勤務債務	△3,329
貸借対照表計上額の純額	3,861
前払年金費用	4,618
退職給付引当金	△756

51. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に区分のうえ、表示しております。

なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は668,625百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

- (3) 純額で「繰延ヘッジ損失」又は「繰延ヘッジ利益」として「その他資産」又は「その他負債」に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」又は「その他有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
- (6) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
52. 「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日）が会社法の施行日以後に付与されるストック・オプション、自社株式オプション及び交付される自社の株式について適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、営業経費が477百万円増加し、経常利益が同額減少し、税引前当期純損失が同額増加しております。

2. 損益計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	21,698百万円
役員取引等に係る収益総額	264百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	3,006百万円
その他の取引に係る収益総額	2,718百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	12,906百万円
役員取引等に係る費用総額	2,504百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,529百万円
その他の取引に係る費用総額	11,202百万円

3. 1株当たり当期純損失金額 32円14銭

4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. 「その他の特別利益」には、関連法人等株式売却益11,519百万円を含んでおります。

6. 「その他の特別損失」には、子会社株式評価損99,392百万円、投資損失引当金繰入額15,908百万円を含んでおります。

上記子会社株式評価損のうち、98,072百万円は当行の子会社である株式会社ワイエムエス・シックスを通じて保有する、子会社である株式会社アプラスの優先株式に対する当行投資の実質価額と投資簿価の差額であります。当該子会社株式評価損にかかる実質価額は、向こう10年間のキャッシュフロー予測、長期成長率2.0%を前提とした継続価値の合計額に、割引率9.5%を用いて算定した割引キャッシュフロー（DCF）方式によって算定しております。

また、投資損失引当金繰入額15,908百万円は、株式会社アプラスの普通株式への当行投資分及び持分法適用会社であるシンキ株式会社への当行投資分に対するものであり、市場価格と帳簿価額の差額に相当する額を計上しております。

7. 従来は損益計算書の末尾において当期末処分利益の計算を表示しておりましたが、当期より株主資本等変動計算書を作成し、資本金、準備金及び剰余金の状況を表示しております。なお、これにともない、利益処分は当期より作成していません。

8. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	当期末残高
子 会 社	ライフ住宅ローン (株)	所有 間接 100%	金銭貸借関係、預金取引 関係、金融資産の証券化 役員の兼任	当座勘定貸越取引 (注)	96,000	当座貸越	96,000
	Shinsei Finance (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	当行債の保有	—	社 債	93,046
	Shinsei Finance II (Cayman) Ltd.	所有 直接 100%	金銭貸借関係	当行債の保有	—	社 債	83,859

(注) 事業資金の貸出を行っております。また、信用リスクを勘案し、利率を合理的に決定しております。

なお、担保は受け入れておりません。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社・法人等を含む)	J.C. Flowers II L.P. (注1)	—	役務の提供 役員の兼任	管理報酬の受入(注2) 出資(注3)	288 4,423	前受収益 —	51 —
	NIBC Bank N.V.(注4)	—	—	コミットメントライン取引(注5)	14,366	—	—
	NIBC Bank Ltd(注6)	—	—	貸出参加(注7)	139	証書貸付	139
	Hillcot Re Limited(注8)	所有 間接 33.7%	出資先の子会社 役員の兼任	保証(注9)	—	支払承諾	462
	Brampton Insurance Company Limited (注10)	所有 間接 33.7%	出資先の子会社	出資金戻り(注11) 出資金戻り(注12)	2,472 1,310	— —	— —

(注1) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)によって運営されているファンドであります。

(注2) 有限責任組合員のファンドに対する出資割合に基づき、管理報酬金額を決定しております。

(注3) パートナーシップ契約に基づき出資しております。なお、出資約束額は2億米ドルであります。

(注4) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注5) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、融資枠の設定額を取引金額として記載しております。

(注6) 当行役員J.クリストファー フラワーズが会長を務めるJ.C.フラワーズ社(J.C.Flowers&Co.LLC)が実質的に支配権を有するNIBC Holding N.V.が議決権の100%を間接的に保有しております。

(注7) 市場実勢を勘案して、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(注8) 当行の関連法人等であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。

(注9) Hillcot Holdings Limitedによる買収後も、買収元が当社に対する再保険債務の保証を引き続き行っており、その再保険の支払が生じた場合に対する支払保証であります。買収時の合意事項の一環であるため、保証料は特段定められておりません。また保証残存年数は3年となっております。

(注10) 当行役員J.クリストファー フラワーズが間接的に議決権の過半数を保有し、かつ当行の関連法人等であるHillcot Holdings Limitedの100%子会社であります。旧社名はAioi Insurance Company of Europe Limitedであります。

(注11) Hillcot Holdings Limitedにおける買収代金の一部リファイナンス資金を出資金の一部返済に充てたものであります。

(注12) 余剰資本の自社株消却により出資金の一部が返済されたものであります。

3. 株主資本等変動計算書の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行の自己株式の種類及び株式総数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	9	181,624	85,216	96,418	(注1)
第三回乙種優先株式	—	300,000	300,000	—	(注2)
合 計	9	481,624	385,216	96,418	

(注1) 当期中に増加した自己株式数のうち、175,466千株は、平成18年7月31日付にて当行発行の第三回乙種優先株式600,000千株のうち300,000千株について、取得請求により交付した普通株式200,033千株の一部を取得したものであります。また、当事業年度中に減少した自己株式数のうち85,000千株は、消却によるものであります。

(注2) 上記取得請求に係る第三回乙種優先株式の取得及び消却であります。

3. その他有価証券評価差額金の変動額の純額には、貸借対照表注記3.に記載している影響額が含まれております。

4. 当行の配当については、次のとおりであります。

当事業年度中の配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成18年 5月23日 取締役会	普 通 株 式	2,010百万円	1.48円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
	第三回乙種優先株式	1,452百万円	2.42円	平成18年 3月31日	平成18年 6月8日
平成18年 11月15日 取締役会	普 通 株 式	2,286百万円	1.66円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第二回甲種優先株式	484百万円	6.50円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日
	第三回乙種優先株式	726百万円	2.42円	平成18年 9月30日	平成18年 12月8日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決 議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1株当たりの金額	基 準 日	効力発生日
平成19年 5月9日 取締役会	普 通 株 式	1,377百万円	その他利益剰余金	1.00円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第二回甲種優先株式	484百万円	その他利益剰余金	6.50円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日
	第三回乙種優先株式	726百万円	その他利益剰余金	2.42円	平成19年 3月31日	平成19年 5月30日

5. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（企業会計基準第6号 平成17年12月27日）及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第9号 平成17年12月27日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用し、株主資本等変動計算書を作成しております。

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年5月3日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 順子 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮崎 茂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第7期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき構築されている内部統制システムの状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして出席せしめ、取締役及び執行役等から内部統制を含むその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し又は監査委員会の職務を補助する使用人をして閲覧せしめ、業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、公正取引委員会より不当景品類及び不当表示防止法違反として排除命令を受けており、広告等の表示に関する内部統制に不十分な点があったと認められますが、現在その改善・強化が図られていることを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月7日

株式会社 新生銀行 監 査 委 員 会

監査委員	高橋弘	幸	㊟
監査委員	小川信	明	㊟
監査委員	可児	滋	㊟
監査委員	長島安	治	㊟

(注) 4名の監査委員全員が、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

以 上